

新見市教育委員会 4月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和7年4月21日（月） 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	後 藤 秀 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	古 家 孝 之
生涯学習課長	吉 岡 昭 彦
学校教育課長	宗 政 範 子
教育推進連携課	宮 本 昌 士
教育総務課長	忠 田 真
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

（令和7年4月21日（月）午後3時30分から午後5時10分）

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長	(新見市教育委員会 3 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)
宗政課長	(新見市教育委員会 3 月臨時会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)
後藤教育長	前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

後藤教育長	(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)
-------	---------------------------------

5 事務局報告

各事務局員	(教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。)
-------	---

6 議 事

議第 19 号 指定学校変更申請の承認について

後藤教育長	それでは 6 の議事に移ります。議案の部です。 議第 19 号、指定学校変更申請の承認について説明をお願いします。
宗政課長	議第 19 号、指定学校変更申請の承認について説明をさせていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。 No. 1 の方は 3 月末まで市外の小学校に在籍しており、4 月 1 日から A 小学校へ転入する予定で、A 小学区にある住居の改修を進めておりましたが、改修が間に合わず、現在は B 小学区にお住まいになっています。改修が完了次第、A 小学区へ転居する予定と聞いております。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
後藤教育長	委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 それでは無いようですので、議第 19 号は承認としてもよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 ありがとうございます。
では、議第 19 号は承認いたします。

議第 20 号 C 小学校児童のスクールバス乗車の可否について

後藤教育長 では、議第 20 号、C 小学校児童のスクールバス乗車の可否について説明をお願いします。

宗政課長 議第 20 号、C 小学校児童のスクールバス乗車の可否について説明をいたします。令和 7 年 3 月 12 日付けで C 小学校在籍の当該児童保護者からスクールバス利用に係る要望書が提出されました。当該児童は、幼少期から皮膚疾患があり、直射日光や運動量により症状が悪化し、長期入院に至ることもあることから、運動や屋外での活動を制限されています。登下校につきましては、小学校入学時から自家用車での送迎を家族でおこなっていましたが、今年度は、家族の仕事の都合及び下校時刻の変更のため、送迎が困難な状況となったことから、下校時のスクールバス乗車を要望されるものでございます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

後藤教育長 委員の皆さんから何かご質疑はありますでしょうか。

各委員 (なしの声)

後藤教育長 それでは無いようですので、議第 20 号、C 小学校児童のスクールバス乗車の可否について、承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

後藤教育長 ありがとうございます。では、議第 20 号は承認いたします。

教第 2 号 令和 7 年度学校訪問について

後藤教育長 それでは次に 2 の協議・報告の部分に移ります。
教第 2 号の説明をお願いいたします。

宗政課長

教第2号、令和7年度学校訪問について説明させていただきますので、資料をご覧ください。

今年度も小中学校への訪問、大変お世話になります。資料1ページには、前期日程となります、6月2日の草間台小学校から6月30日の哲多中学校までの9校を一覧にしています。委員の皆様には大変お忙しいところ恐れ入りますが、5月9日金曜日までに訪問可能な日をお知らせいただきますようお願いいたします。今年度の担当者は学校教育課津島主査でございます。津島の方から、委員の皆様にメールで一覧表を送らせていただきます。メールで可能な日にちを教えてください、またはこの一覧表に○印を記入していただき、ファックスをしていただく等、ご都合の良い方法でお知らせください。事務局で調整をおこない、完成した一覧表を送らせていただきます。

授業参観につきましては、学級数5学級以上ある学校が2コマ、4学級以下の学校は1コマと昨年と同様とさせていただければと考えております。

以上、ご協議をお願いいたします。

後藤教育長

ただいまの協議につきまして、委員の皆さんから何かご質疑ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは協第2号について、承認いたします。

報第2号 新見市通学バス運行条例施行規則の一部を改正する規則について

報第3号 新見市部活動地域移行推進委員会設置要綱の一部改正について

後藤教育長

それでは、報告の部分に移りますが、報第2号、新見市通学バス運行条例施行規則の一部を改正する規則について、報第3号、新見市部活動地域移行推進委員会設置要綱の一部改正について、一括して説明をお願いいたします。

宗政課長

それではまず、報第2号、新見市通学バス運行条例施行規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

この規則は、市内の小中学校に遠距離通学をする児童及び生徒を対象に、市が通学バスを運行管理することを目的として制定しております。現在、本規則に規定する運行路線及び運行区間につきましては、市が所有するスクールバス運行の業者委託の路線のみとなっており、バス会社が所有するバスを通学バスとして運行する路線については規定されておられません。委託の形態が異なるものの、新見市通学バス運行としての取扱に相異は無いため、後者につきましても、本規則に

規定することが適当と考えます。

また、この度の組織機構の改編に伴い、本則中の表記に変更が生じるため、併せて改正をおこなうものです。

改正内容としましては、資料 3 ページの新旧対照表でご確認いただけたらと思いますが、第 2 条に規定する運行路線及び運行区間の表にバス会社が所有するバスを通学バスとして運行している路線及び区間を加えること。また、令和 7 年度より新見支局が廃止されるため、本則中の表記を「支局に属さない区域」に改めるものでございます。

報第 2 号は以上となります。

続いて、報第 3 号です。新見市部活動地域移行推進委員会の設置要綱の一部改正についてです。それでは資料の 1 ページをご覧ください。

改正の内容ですが、現行の設置要綱の内、題名中の「地域移行」を「地域展開」に、また、第 1 条、第 2 条、第 7 条の「地域移行」を「地域展開」に改めるものであります。これは昨年 12 月にスポーツ庁、文化庁の有識者会議において、部活動「地域移行」は、「地域展開」へと名称の変更が発表されたことから、改正するものでございます。詳細につきましては、2 ページの新旧対照表でご確認いただけたらと思います。

以上です。

後藤教育長

一括して説明をいただきましたが、報第 2 号、報第 3 号について、ご質問はありますでしょうか。

各委員

(なしの声)

報第 4 号 新見市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

報第 5 号 教育相談事業「新見市教育相談室」に係る教育相談員の委嘱について

報第 6 号 新見市特別支援教育推進センター職員の委嘱について

報第 7 号 新見市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について

報第 8 号 新見市キャリア教育推進協議会委員の委嘱について

報第 9 号 大佐中学校区小中一貫校設立委員会委員の委嘱について

報第 10 号 新見市通学路安全推進会議委員の委嘱について

報第 11 号 新見市部活動地域展開推進委員会委員の委嘱について

後藤教育長

次に報第 4 号から報第 11 号まで一括してご説明をお願いいたします。

宗政課長

それでは、報第 4 号、新見市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について説明をさせていただきます。

新見市いじめ問題対策連絡協議会委員につきましては、任期が 2 年となっております。令和 6 年度初めに委員の委嘱をおこない、翌年度

末で立場が変わられた方が6名いらっしゃいました。今年度改めて、その6名の方に委嘱させていただきます。

報第4号の報告は以上です。

続きまして、報第5号、教育相談事業「新見市教育相談室」に係る教育相談員の委嘱についてでございます。新見市教育相談室は新生塾内に設置しております、児童、生徒、保護者、教職員等を対象に電話相談や面接相談をおこなっております。昨年度末をもちまして、前任の教育相談員が一身上の都合のため、退職いたしましたので、1ページの名簿の方を新たに教育相談員として委嘱するものでございます。

報第5号については以上でございます。

続きまして、報第6号、新見市特別支援教育推進センター職員の委嘱について説明させていただきます。思誠小学校内に新見市特別支援教育推進センターを設置し、今年度で7年目を迎えます。推進センターは本市の特別支援教育の要となっており、各種関係機関との連携により、児童生徒の自立支援に成果を上げております。本年度も1ページに示しておりますように、7名のスタッフで運営をおこなって参ります。この度は所長及び指導員の2名が変更となっております。

報第6号につきましては、以上でございます。

続きまして、報第7号、新見市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について説明をさせていただきます。本年度も新見市特別支援教育支援委員会を組織する委員として、名簿に載せております18名の方々を委員として委嘱しております。委員18名のうち8名が新規の委員となっております。委員の方々には、年2回の支援委員会におきまして、障がいの種類及び程度の判別・判定、就学・転学等、その後の支援が適正におこなわれるようご審議をいただきます。

どうぞお知りおきください。

続きまして、報第8号、新見市キャリア教育推進協議会委員の委嘱について説明をいたします。新見市キャリア教育推進協議会は、産官学の連携により、小中学校でのキャリア教育の推進を図ることを目的として設置しております。推進協議会委員は15名以内、任期は1年としており、令和7年度は1ページの名簿の皆様を委員に委嘱しております。今年度から新たに委員に委嘱された方が5名いらっしゃいます。委員の方には、2年間推進協議会において、キャリア教育推進に係る成果や課題の共有、学校への支援体制等ご協議いただきます。

お知りおきください。

続きまして、報第9号、大佐中学校区小中一貫校設立委員会委員の委嘱について説明いたします。大佐中学校区小中一貫校設立委員会は、小中一貫校の設立に向けた検討をおこなうことを目的とし、設置しております。委員は、関係団体を対象としまして、大佐中学校区内の各地区の代表者、小中学校長、教員、両PTA会長、大佐認定こ

も園長、こども園保護者会長、教育委員会職員、14名に委嘱しております。今年度から新たに委員に委嘱された方は5名いらっしゃいます。委員の方には、一貫校開校までの期間、方向性の協議や広報及び住民意見集約等をおこなっていただきます。

報第9号につきましては、以上でございます。

続きまして、報第10号、新見市通学路安全推進会議委員の委嘱について説明させていただきます。新見市通学路安全推進会議委員につきましては、任期が1年となっております。今年度改めて10名の方に委員の委嘱をさせていただきます。名簿のNo.1とNo.2の方は、氏名のところが今空欄になっておりますが、今後実施される実務者会議で決定されるということですので、お知りおきいただけたらと思います。

報第10号については以上でございます。

続きまして、報第11号、新見市部活動地域展開推進委員会委員の委嘱について説明をさせていただきます。新見市部活動地域展開推進委員会委員につきましては、1年の任期となっております。今年度改めて10名に委員を委嘱させていただきます。今年度から新たに委員に委嘱された方が4名いらっしゃいます。今年度は、「学校における部活動の見直し」と「地域の文化スポーツ環境の整備」の2本柱で取組を進めていくこととしております。

報第11号につきましては以上でございます。

後藤教育長

ありがとうございました。大変たくさんご説明をしていただきましたが、報第4号から報11号まで一括して、何かご質問ありますでしょうか。

松井先生お願いします。

松井職務代理者

報第4号で、新規の方が6名いらっしゃるというふうに言われましたが、この名簿を見たら5名に新規というふうになっているのでどうでしょうか。

宗政課長

名簿の方で7番のPTA連合会の代表の方が今度総会でお名前が決まります。そこも新規でございます。

松井職務代理者

分かりました。

後藤教育長

外にご質疑はございますか。

各委員

(なしの声)

報第 1 2 号 新見市公民館運営審議会委員の委嘱について

後藤教育長

次に、報第 1 2 号、新見市公民館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

吉岡課長

報第 1 2 号、新見市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

公民館運営審議会委員は、公民館長の諮問に応じて、公民館の各種事業の企画実施について調査審議する機関で、市内の 1 8 公民館全てに設置しております。審議委員は、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上についての活動をおこなう者並びに学識経験のある者の中から公民館に 5 名の方を新見市公民館条例第 8 条の規定により委嘱するもので、任期は 2 年で、前委員は本年 3 月末で任期満了となっております。各公民館長から推薦のあった別紙名簿の方々を委嘱しておりますので、報告いたします。

なお、任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 日の 2 年間で

す。

以上です。

後藤教育長

報第 1 2 号についてご質疑がありますか。

各委員

(なしの声)

報第 1 3 号 教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

報第 1 4 号 組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則について

報第 1 5 号 組織機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示について

報第 1 6 号 組織機構改革に伴う関係訓令の整理に関する訓令について

報第 1 7 号 新見市教育委員会事務局事務決裁規定の一部改正について

後藤教育長

それでは、次に報第 1 3 号から報第 1 7 号まで一括して説明をお願いいたします。

忠田課長

それでは教育総務課から、報第 1 3 号から報第 1 7 号まで一括で説明をさせていただきます。具体につきましては例規の改正になっております。

それでは、報第 1 3 号、教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。

この規則は、法律の規定に基づきまして、教育委員会規則、その他教育委員会が定める規定で、公表を要するものに関して、公告する際のルールを定めているものでございます。教育委員会における規則等の公布につきましては、本規則第 2 条第 2 項の規定によりまして、教育長が「署名押印する」とこととされておりますけれども、市長部局におきましては、条例規則等の公布につきましては、新見市公告式条例

に基づきまして、市長が署名のみをおこなっておりまして、押印は不要となっております。こうした状況を踏まえまして、また、本市の行政手続きにおける押印義務づけの見直し方針等を総合的に勘案をさせていただきまして、教育委員会の規則等の公布に際しましても、教育長の署名のみで公告等をおこなうよう、本規則の改正をおこなったものでございます。新旧対照表をご覧くださいましたら、押印という字句を削除するという事で、規則の改正をおこなっております。

続きまして、報第14号から報第16号までは、この度おこなわれました機構改革に伴いまして、規則、要綱等、複数の例規を改正しておりますので、続けて説明をさせていただきます。

まず、報第14号、組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則について説明をさせていただきます。この規則につきましては、1ページ目をご覧くださいいただければと思いますけれども、第1条で新見市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正について。そして、3ページをご覧くださいいただければと思いますけれども、第2条で、新見市教育委員会公印規則の一部改正につきまして。それから同じく3ページでございますけれども、第3条で、新見市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正につきましてということで、3つの規則の一部改正を一括でおこなっている規則になっております。

それでは、4ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

まず第1条の新見市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則でございますけれども、この規則は、新見市教育委員会事務局の内部組織について必要な事項を定めたものでございます。この度の改正の内容といたしましては、教育委員会事務局に新たに教育連携推進課が設置をされたことから、第3条、課の設置の条文につきまして、教育連携推進課を追加いたしております。また、第6条、事務分掌につきましても、教育連携推進課が所管する事務を追加させていただいております。また今までは、係ごとに所掌する事務を列記しておりましたけれども、市長部局の新見市事務分掌規則につきましては、各課のくくりで所管事務を列記する内容になっておりますので、そちらに合わせた形で課のくくりで列記するというふうに改正をしております。その際必要なもの、そうでないもの等も含めて、各課と協議をさせていただきながら、新たな事務分掌の割り振りをさせていただいてるというふうな状況になっております。教育連携推進課が所管する業務につきましては、9ページのところから10ページにかけまして、新しい業務として追加をされておりますので、ご確認をいただければと思います。

また改正内容につきましては、教育総務課の庶務係の(13)、それから施設係の(8)、(15)のところにつきましては、学校教育課の方に移管をしているという状況になっております。

また、生涯学習課の生涯学習係のところになりますけれども、そちらの（２１）につきましても、国際交流と国内交流の関係も今回新たに教育連携推進課に移管しているというふうなことがございますので、ご確認いただければと思います。

それから、第３条、新見市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則でございますが、こちらの規則につきましては、新見市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関して、必要な事項を定めたものとなっております。具体的には、第２条にありますとおり、就学前教育、幼児関連になるかと思いますが、就学前教育に関する事務を「福祉部」に補助執行させるようになっておりましたけれども、当該事務も「健康福祉部」に改めると共に、第３条の読み替え規定中の「健康支援担当部長」を、「健康福祉部長」に改めるという内容になっておりますのでご確認いただければと思います。

報第１４号につきましては、以上でございます。

続きまして、報第１５号、組織機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示についてご説明を申し上げます。こちらの告示につきましては、１ページをご覧いただければと思いますが、第１条、新見市出土文化財管理要綱の一部改正。それから第２条、新見市通学路安全推進会議設置要綱の一部改正。こちらの２つの要綱について一括で改正をおこなっている要綱となっております。

それでは新旧対照表をご覧いただければと思います。第１条の新見市出土文化財管理要綱でございますが、この要綱は、新見市内における出土文化財の内、新見市教育委員会が所有する文化財の管理に関し必要な事項を定めたものでございます。この度の改正の内容といたしましては、機構改革に伴い、新見支局が廃止されたことから、保管場所を規定する第２条の表中、対象区域の欄につきまして、「新見支局管内」を、「支局に属さない区域」に改めた内容となっております。

続きまして、第２条の新見市通学路安全推進会議設置要綱でございますが、幼児・児童・生徒が安全に通学できる通学路の確保及び関係機関が連携した継続的な交通安全対策の実施を目的として新見市通学路安全推進会議を設置することについて、必要な事項を定めているものでございます。この度の改正の内容といたしましては、会議の構成員を定めた第３条第２号につきまして、市の機構改革に伴い、「福祉部子育て支援課」を、「健康福祉部子育て支援課」に改めるという内容になっておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは続きまして、報第１６号、組織機構改革に伴う関係訓令の整理に関する訓令について説明をさせていただきます。これにつきましては１ページをご覧いただければと思いますが、第１条で、新見市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正。それから、第２条で、新見市公立学校教職員の人事評価に係る苦情相談及び苦情処理に

関する要綱の一部改正について、2つの訓令の改正を一括しておこなう内容になっております。

それでは新旧対照表をご覧ください。第1条、新見市教育委員会事務局事務決裁規程でございますが、新見市教育委員会事務局における事務の円滑な執行と責任範囲を明確にするために必要な事務取扱基準を定めているものでございまして、この度の改正の内容といたしましては、第13条、生涯学習課長の専決事項の次に、第14条としまして、教育連携推進課長の専決事項の条項を追加をしているものでございます。それに伴いまして、14条で構成をしておりました。本規程が15条になりましたので、別表のところの「第8条から第14条関係」のところを、「第8条から第15条関係」ということで改正しております。

続きまして、第2条、新見市公立学校教職員の人事評価に係る苦情相談及び苦情処理に関する要綱につきましては、新見市立の学校に勤務する県費負担の教職員からの人事評価制度に係る苦情等の処理に関しまして、必要な事項を定めた要綱となっております。この度の改正の内容といたしましては、苦情処理の申し出があった場合の審査をおこなうため、第6条に規定する、新見市苦情処理審査委員会の構成員に係る別表につきまして、委員の構成員として、教育連携推進課長を追加する内容となっております。ご確認ください。

続きまして、報第17号、新見市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について説明をさせていただきます。こちらの規定につきましては、新見市教育委員会事務局における事務の円滑な執行を記すると共に、責任範囲を明確にするために必要な事務取扱基準を定めているというものでございまして、この度は地方自治法施行令第167条の2、随意契約を示している条項になりますけれども、そちらに規定をしております少額随意契約の基準額の見直しがおこなわれたことを受けまして、市長部局における新見市の決裁規程と併せまして、同様の内容で改正をおこなっているというものでございます。改正箇所につきましては、決裁区分を定めております、別表の基準を改正する内容となっております。新旧対照表をご覧ください。4ページに収支を伴う事案の決定の「(1) 工事の機構の決定」のところの「130万円未満」が課長の決裁権限となっておりますが、こちらを「200万円未満」と改正しております。併せまして5ページをご覧ください。

「委託の決定」でございますが、「ア 工事関係」の内、課長の決裁区分の欄でございますが、こちら「130万円未満」から「200万円未満」ということで変更。それから、続きまして、「イ 工事関係以外」になりますけれども、課長の決裁区分のところを「50万円未満」から「100万円未満」に改正をしております。それから、「(6) 上記以外の収支を伴う事案の決定」の中で、課長の決裁区分「80万円未満」のところを、「150万円未満」ということで少額の決裁区

分の金額が、それぞれ引き上げられてるという内容になっております。こうした内容に伴いまして、事務の効率化が図られるのではないかというふうに思われておりますけれども、こちらについては法の改正に合わせて、それぞれ全国一律的に改正されているものであるという内容になっております。

教育総務課からは、報第13号から報第17号までの説明は以上でございます。

後藤教育長

報第13号から報第17号まででご質疑はございますでしょうか。三上委員。

三上委員

報第15号の2ページ、新見市出土文化財管理要綱の中で、支局が無くなったというお話だったと思うのですが、管理はどこがされるようになるのでしょうか。

忠田課長

いわゆる支局に属さない新見支局というのが無くなりましたので、本庁が所管する区域という区域割りにはなるんですけれども、管理につきましては、生涯学習課がするということになるかと思えます。

三上委員

ありがとうございます。他の所はそれぞれの支局になると思うのですが、新見市だけが旧新見市のところをやるということなののでしょうか。表現的に大丈夫なのかなと思ったので。

忠田課長

支局の方にも生涯学習の所管権限といいますか、職員の方に兼務発令も出しております。支局の管轄区域内に関しましては原則支局の方で、管理といいますか、担当していただくようになっておりますが、旧新見市部分が新見支局というふうな条例上そういう枠組みになっておりましたので、旧新見支局管内、旧新見市エリアの部分については、本庁の生涯学習課が管理をするというふうな形になっております。

吉岡課長

以前と変わっておりません。「新見支局」の名前はあったのですが、実態は無かったので、新見支局は全部本庁の課が担当しております。

三上委員

表現がちょっと引っかかっただけです。

忠田課長

新見支局については、本庁の総務部の次長が支局長を兼ねるというふうな形で、長年続いておった状況なんですけど、実態がなくなっていたということで、この度の機構改革があったというふうに認識しております。

三上委員 ありがとうございます。

後藤教育長 外にございますか。

各委員 (なしの声)

報第 8 号 令和 7 年度一般会計当初予算について

後藤教育長 それでは、報第 1 8 号について、説明をお願いいたします。

忠田課長 それでは令和 7 年度当初予算概要の説明につきまして、各課から、それぞれ説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

吉岡課長 それでは、報第 1 8 号、令和 7 年度一般会計当初予算についてご説明いたします。

まずは生涯学習課の予算概要についてご説明いたします。お配りしております予算概要説明書の 1 2 ページをご覧ください。下から 2 番目に公民館施設改修事業に 3, 4 7 0 万円を計上しております。事業内容といたしましては、夏季に熱中症や食中毒の発生の危険性を軽減するため、公民館調理室にエアコン未設置の正田、高尾、石蟹、豊永公民館にエアコンを設置し、また、西方、正田、草間、高尾、新見公民館の照明器具について L E D 化更新工事などをおこなうものです。

なお、本事業は、今年度から 3 年計画で実施する予定としております。

次に、その下の法曾陶芸館特別展実施事業に 2 5 0 万円を計上しております。法曾陶芸館が今年度開館 2 0 周年を迎えることを記念し、写真や作品を通じて、これまでの 2 0 年間の歩みを振り返る企画展や館長の猪風来氏とゆかりのあるアーティストとコラボをした企画展の実施等、様々な特別展の開催を計画しております。

続きまして、1 5 ページをご覧ください。1 5 ページの下側、文化交流館施設整備事業に 7, 7 0 0 万円を計上しております。文化交流館は建設から 2 0 年以上経過し、公共施設再配置計画に基づいて、令和 3 年から 1 0 年間の計画で更新工事をおこなっており、昨年引き続き、リモート機器、舞台の音響機器等の整備をおこなっております。

次に 3 2 ページからは、市制施行 2 0 周年記念事業に関する予算を計上しております。今年度、市政施行 2 0 周年を迎え、市では様々な記念事業を計画しており、教育部は 3 つの事業を計画しております。

3 4 ページをご覧ください。1 つ目は、3 4 ページの下から 2 番目。市民学習講座実施事業として、8 月に元サッカー日本代表監督の岡田武史氏を講師に迎えて開催する講演会に 1 6 0 万円を計上していま

す。岡田氏は四国のサッカーリーグクラブF C今治の運営会社のオーナーで、昨年4月には、F C今治高校の学園長に就任されており、サッカークラブ経営や教育、地方創生など各種活動に基づいた講演を全国各地でおこなっておられます。

2つ目はその下、第38回神郷湖畔マラソン大会実施事業に215万円を計上しております。毎年11月の第1日曜日に神郷高瀬の高瀬川ダム湖付近で開催されるマラソン大会に、本年度はゲストランナーとして、新見市のふるさと大使のチキチキジョニーさんと同じ事務所の森脇健司さんを招き開催するものです。本マラソン大会は地元の野菜を参加賞として配っており、著名人の参加により注目度が増し、関係人口の増加に加え、安全安心の地元野菜のPRに寄与することが期待できます。

3つ目は、岡山県にゆかりのある元スポーツ選手を講師に招き、講演会とニュースポーツの体験会を実施する、ふれあいスポーツ事業に220万円を計上しています。詳細については現在検討中ですが、今後決まり次第報告いたします。

その他、文化事業にかかる費用や美術館・図書館・体育施設の運営維持等に予算を計上しております。

生涯学習課からは以上です。

後藤教育長

続いて、学校教育課からお願いします。

宗政課長

それでは、学校教育課関係の当初予算について説明をさせていただきます。

資料の13ページ、14ページに学校教育課関係の資料が掲載されております。今年度、学校教育課としましては、新規で開始する事業というのはございませんが、既に多くの事業を実施しておりますので、1つ1つが昨年度よりも発展充実するよう計画の方を支援して参りたいと考えております。予算を拡充して行う事業、また予算規模は昨年並みですが、内容の充実を図った事業について説明をさせていただきます。

まず1つ目ですが、13ページの一番上になります。部活動地域移行推進事業でございます。これは部活動の地域展開に向けて、部活動指導員の配置と、新見市部活地域展開推進委員会の開催にかかる予算の363万6千円を計上しているものでございます。部活動指導員につきましては、昨年度は10名分の予算を確保しておりましたが、今年度は増員をし、14名の予算を確保しております。部活動指導員を学校に配置することで、部活動に関わる教員を徐々に減らしながら、学校から徐々に部活動というものが、姿を消していくところを推進していこうと思っております。今年度も引き続き、徐々に文化スポーツ活動の場を地域へと移していく意識づけを図って参りたいと考えて

おります。

次に、同じページの一番下になります、教師業務支援事業でございます。この事業は、教師業務アシスタントや業務サポーター、校務員といった方を学校の方に配置をしまして、教員の働き方改革を推進し、児童生徒の指導や授業準備に集中できる体制づくりをおこなう事業でございます。今年度は、業務アシスタント及び校務員を増員をして配置をしております。予算額は3,956万1千円となっております。

その他の事業につきましては、今年度も継続して取り組んで参ります。

学校教育課からは以上でございます。

後藤教育長

続いて、教育総務課からお願いします。

忠田課長

教育総務課からは、2点ご説明をさせていただきます。

12ページをご覧ください。先程、ご説明・ご報告をさせていただきましたけれども、一番上の継続事業になりますが、大佐中学校区小中一貫校の整備事業でございます。大佐地区にあります刑部小学校、大佐中学校を一体とした整備事業でございますけれども、今年度は建設工事着手に向けて進めて参りたいと思っております。こちらの事業費が今年度分でございますが、5億6,400万円の予定をしている状況でございます。この大佐小中一貫校の整備事業でございますが、昨年度の設計業務から事業をスタートさせている状況ですけれども、完成の令和8年度末までの予定というふうなことで予算計上したいと思っておりますが、総事業費が概ね16億円程度というふうに想定をしておるところでございます。この内、今の時点で想定しておりますのが、国庫補助の関係が1億4,200万円。それから、起債等で11億9千万円程度。それから、単独市費の持ち出しとしましては、約2億8千万円が見込まれるような内容で、今のところ予定をしております。

続きまして、3項目めになりますけれども、新しい事業といたしまして、小中学校の校舎のLED化事業というふうなことで、先程ご説明いたしました、5校にLED化を進めて参りたいと考えております。事業費といたしましては、1億1,100万円の予定をしているところでございます。

教育総務課からは以上です。

後藤教育長

最後に教育連携推進課からお願いします。

宮本課長

続きまして、教育連携推進課関係の当初予算について説明いたします。

	予算概要説明書、12ページの2項目め、寺子屋にいみ運営事業をご覧ください。先程報告の中で説明いたしましたが、山佐産業から寄付していただいた10億円を原資とするかしのき基金を財源に2,472万円を計上し、公営塾「寺子屋にいみ」を運営するものです。 続きまして、28ページの1項目め、アメリカニューパルツビレッジへの中高生派遣事業をご覧ください。本市の姉妹都市であるアメリカニューパルツビレッジへ中学生10名、高校生4名を派遣するため、705万2千円を計上しております。外国での暮らしや、地元学生との交流をおこない、国際的な視野を持つ人材の育成と姉妹都市の交流の促進を目指しておこなうものです。その他学校連携コーディネータ事業、高校魅力化事業、大学連携事業等を予算化しております。教育連携推進課からは以上です。
後藤教育長	それでは報第18号の説明が終わりましたが、委員の皆様方から質疑がございますでしょうか。 松井委員。
松井職務代理者	先程、宗政課長さんが言われたように、13ページの「部活動地域移行推進事業」というのは、「移行」がそのまま残っているところがあるので、今年度から全て「展開」という文言にするのがいいんじゃないかというふうに思ったのですが。
宗政課長	はい。また文言の方は、統一する方向でまとめていきたいと思います。
松井職務代理者	お願いします。
後藤教育長	外にありますでしょうか。 無いようですので、議事を終了いたします。
7 閉 会	
後藤教育長	4月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
(閉会時刻)	(午後5時10分)